

I. 事業方針

本年度から社会福祉法人制度の改革が進み、役員の重責や法人として地域での貢献を徹底されることとなり、社会福祉法人は公益性・非営利性を確保する観点から益々住民に対して説明責任を果たさなければならず、その役割の中核に社会福祉協議会の活躍が望まれています。

こうしたなか、国は「ニッポン一億総活躍プラン」で「地域共生社会」の実現を掲げ、それは「支え手」「受け手」側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めています。

本会においては、制度ではできないような身近な生活課題をちょこっと有償ボランティアで解決できるようにボランティアの育成、支援を進めていきます。

また、つながりのある地域づくりは、中盤にさしかかった地域ふくし力向上計画を推し進め「たまき人」の支え合う気持ちを育み、輪を広げ、従来にも増して地域でみんながお互いに支え合い、集うことのできる場作りを展開していきます。

II. 重点項目

1. 法人運営
2. 地域福祉事業の推進
3. 相談・援助事業の推進
4. 受託事業の運営
5. 募金活動の推進
6. 在宅福祉事業の運営
7. 地域住民からのニーズ事業の実施

III 事業実施項目

1. 法人運営

①法人運営の経営体制の強化を図ります

- ・理事会の開催
- ・役員会の開催
- ・評議員会の開催
- ・各種法令に基づく諸規程の整備及び改正
- ・適正な会計処理の実施
- ・情報公開への適切な対応
- ・個人情報保護法に基づく適切な情報管理
- ・職員の適正配置及び将来計画の検討

②会員制度の推進並びに増強を図ります

- ・会員制度について周知を図り、会員の拡大

- ③社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への町民参加を促進する広報活動の強化を図ります。
 - ・社会福祉大会の開催
 - ・元気ですたまきまつりの開催
 - ・「社協だより」の発行
 - ・ホームページによる情報提供の強化
- ④役員・職員の資質向上のため研修に取り組みます
 - ・役職員研修の開催
 - ・職種別職員研修会の開催
 - ・関係機関が開催する研修会への派遣
- ⑤各種関係機関・団体との連携強化を図ります
 - ・民生児童委員協議会、福祉協力員等福祉団体との連携強化
 - ・福祉団体行事への協力
 - ・近隣社会福祉協議会との情報交換による連携強化

2. 地域福祉事業の推進

- ①身近な地域で福祉サービスを楽しむ地域づくりを進めます
(老人福祉活動事業)
 - ・サロン事業（高齢者サロン）の支援と推進
 - ・安否確認（ほのぼの便、歳末援護事業（まごころ弁当））
 - ・お風呂サロンの開催
 - ・独居高齢者支援事業ぴんの会の協働開催
 - ・給食サービス、安心配達事業の実施
 - ・楽笑会の開催
 - ・ちょこっと有償ボランティアの充実
- ②積極的に社会参加できる環境づくりに努め地域福祉事業を強化します
(福祉育成・援助活動事業)
 - ・元気ですたまき委員会の運営
 - ・地域ふくし力向上計画の実施
 - ・あいさつ強化運動
 - ・地域福祉座談会の開催
 - ・元気ですたまき体操の推進（オリジナル健康体操）
 - ・あいさつウォーキングの活動展開
 - ・福祉協力員の設置、活動の支援
 - ・車いすの貸出事業の実施
 - ・集いの場創生事業（婚カツ事業含む）の実施
- ③ボランティア活動及び福祉教育を推進します
(ボランティア活動育成事業)
 - イ) ボランティアを養成し、登録者の拡充と活動を支援します
 - ・ボランティアセンター活動の充実
 - ・ボランティア講座を開催し、意識の啓発、情報の提供
 - ・防災ボランティアの運営と災害ネットワーク支援事業の展開

ロ) 町内の全学校を福祉協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚と活動への積極的な参加促進を図ります

- ・福祉体験教室の開催
- ・福祉協力校の育成及び活動への助成
- ・児童生徒の福祉参画を促進

ハ) その他

- ・地域を支える勉強会

④障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、みんなの理解を深め交流の輪を広めます

(障がい児・者福祉活動事業)

- ・はっぴいサークル
- ・たまリンピック
- ・手話っちカフェ

3. 相談・援助事業の推進

①福祉相談機能の充実強化を図り、関係機関との連携のもとに問題解決に努めます

- ・民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員が連携した心配ごと相談

②生活福祉資金及び世帯更生資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活安定と福祉向上に努めます

③日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行います

- ・日常生活自立支援事業
- ・生活困窮者自立支援事業

4. 受託事業の運営

①高齢者福祉、青少年の育成、その他公共的活動の移動手段としたバス運行を行います

- ・研修バス運行
- ・福祉バス運行
- ・介護バス運行

②特に高齢者の外出支援のためのバス運行を行います

- ・オンデマンド方式による元気バスの運行

③各種福祉団体事業の運営を行います

- ・民生児童委員協議会の運営
- ・老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、町母子寡婦福祉会、町遺族会の5団体

④高齢者等安全対策事業の実施

- ・免許証返納後のサービスの立案、推進

5. 各種募金活動の推進

①日本赤十字社募金の積極的協力、地域福祉活動の財源確保に努めます

- ・日赤募金 (5月)

- ②共同募金活動を積極的に行い、地域福祉活動の財源確保に努めます
 - ・共同募金委員会の運営
 - ・共同募金 (10月)
 - ・歳末助け合い募金 (12月)
- ③災害義援金への協力・活動を行います
 - ・チャリティ募金活動

6. 在宅福祉事業の運営

- ①介護保険サービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供を行います
 - 介護給付
 - ・居宅介護支援事業 (ケアマネジメント)
 - ・訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)
 - ・通所介護事業 (デイサービス)
 - 予防給付
 - ・介護予防居宅介護支援事業
 - ・介護予防訪問介護事業
 - ・介護予防通所介護事業
- ②障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害者サービスの提供を行います
 - 生活介護事業 (夢工房たまき)
 - 相談支援事業 (みらい)
 - 居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)
 - 移動支援事業 (ホームヘルプサービス) <地域活動支援町単独事業>
- ③安全安心な移送サービスを提供します
 - ・福祉有償運送事業

7. ニーズ事業の実施

- ①地域住民の様々なニーズに対し、開拓性、創造性、即応性をもった事業を行います
 - ・シルバー人材センター事業の運営
 - 地域活動支援事業 (町単独事業)
 - ・移動支援事業 (ホームヘルプサービス)